

位 置	小松市土居原町及び西町の各一部			
面 積	約 8.2 ha			
	地区の区分	名 称	A 地 区	
		面 積	約 3.2 ha	
地 区 整 備 計 画	建築物等の用途制限	<p>下記に掲げる建築物を建築し、又は用途の変更をしてはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号、第6号及び第2条第6項第1号から第6号までに該当する営業の用に供するもの。</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 畜舎</p> <p>(5) サイロ</p> <p>(6) ゴルフ練習場</p> <p>(7) バッティング・センター</p>		
		<p>建築物などの外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は、計画図に示す値以上としなければならない。</p>		
		建築物等の高さの最高限度	4 5 m	3 1 m
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(1) 建築物の外壁やこれに代わる柱、屋根等の形態・意匠については、周囲の環境や地域の街並みとの調和を図るなど都市景観に配慮したものとする。</p> <p>また、色彩は極端に派手な色の使用は避け、グレー系、うす茶系を基調とした色彩計画とし、周囲の街並みの雰囲気を損なわないよう配慮したものとする。</p> <p>(2) 建物の屋上設備、屋外設備機器等を設置する場合は、景観に配慮し、道路や周辺の建物などから容易に望見できない構造とする。</p> <p>(3) 屋外広告物は、できるだけ集約化、建物との一体化を図るとともに、街並みに調和する質の高いデザインとする。</p>		
		かき又はさくの構造の制限	<p>(1) 都市計画道路に面する敷地で、かき又はさくを設ける場合は、次によるものとする。</p> <p>① 計画道路根上小松線及び駅前広場からの壁面後退部分に設置しないもの</p> <p>② 高さ1.5m以下の生け垣、フェンス又は鉄さく</p> <p>③ 石、ブロック類による場合は、0.6m以下のもの</p> <p>(2) その他の道路等に面する部分のかき又はさくの構造は、できるだけ生け垣とし、フェンス・鉄さくを設置する場合は、周辺の景観を損なわない高さとする。</p>	

※ 区域及び壁面の位置の制限は最終ページの計画図表示のとおりです。